

報告第 6 号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年6月7日（金）午後4時53分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川108番地産土神社御旅所敷地内 |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1462番地産土神社 |
| 4 | 事故の概要 | 岬町コミュニティバス乗継支線（孝子・多奈川東畑・西畑・みさき公園駅ルート）を運行中、西集会所を過ぎて、漁港内に進入しようとしたところ、前方より対向車がきたため、バックしたところ、左後方にある看板に気付かず接触した。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 対物損害賠償 24,200円 |

（理 由）

本件は、町長の専決処分事項の指定（平成18年3月23日議決）に定める町長において専決処分することができる事項（1件50万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。）に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月25日専決

岬町長 田 代 堯